

# 上羽鮎区自治会規約

## 前文

上羽鮎区自治会は地域社会を代表する住民組織であり、住民自治を日常的に支える組織である。  
生活環境を維持・発展させていくために、地域の問題を提起し、話し合い町づくりをしていくためのルールをここに定める。

## 第1章 総則

- 第1条 名称 この会は、上羽鮎区自治会と称する(以下、「会」という)。
- 第2条 会員および賛助会員 会は、上羽鮎区町内会(羽行、坂本、平井、松林、平野)の居住者世帯及び賛助会員(事業所など)をもって構成する。
- 第3条 事務所 会の事務所は、区長所属の町内会集会所に置く。但し、事務連絡は区長宅とする。
- 第2章 目的および事業
- 第4条 目的 この会は、会員相互および会内外の諸団体との情報交換、教養と福祉及び健康を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政及び社会福祉協議会との協議・協力を進め町づくりを行うことを目的とする。 文言追加
- 第5条 事業 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 美化、清掃など区域の環境整備整備に関すること。  
(2) 会員の親睦、研修会、教養講座の開催などに関すること。  
(3) 会員の福利厚生及び保健体育に関すること。  
(4) 防災訓練の実施など区域内の防災、防犯、交通安全に関すること。  
(5) 会内外の各種団体との連絡調整に関すること。  
(6) 行政情報の活用 および行政との連絡協議に関すること。  
(7) 所有する資産または、受託した施設の管理及び運営に関すること。  
(8) その他、会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 役員

- 第6条 役員の種類 会に次の役員を置く。  
区長1名、副区長1名、書記1名、会計1名、会計監査2名  
各町内会長および班長、関係役員
- 第7条 選出の方法 区長は会員の中から選出し、役員総会において承認を得る。  
副区長、会計、書記は区長が任命する。  
町内会長、班長、関係役員は各町内会より選出する。  
区長は、細則4の選出基準に基づき実施する。
- 第8条 任務分掌  
(1) 区長は、区を代表し、会務を統括する。また、自主防災会長を兼務する。  
(2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故ある時はその職務を代行する。  
(3) 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。  
(4) 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。  
(5) 会計監査は、会の会計監査を行う。  
(6) 町内会長及び班長は、町内会や班をまとめ、代表して、会務に協力する。  
(7) 関係役員は、行政からの業務及び区役員の業務を行う。 又は一及び
- 第9条 任期 区長の任期は原則2年とする。(再任を妨げないの意) 文言追加  
副区長の任期は1年とし、会計、書記の任期は2年とする。  
町内会長及び班長はその町内会、関係役員は委嘱元が定める任期による。  
欠員により就任する役員は、前任者の任期とする。 文言追加

## 第4章 会議

- 第10条 会議の種類 会の会議は、役員総会、役員会、執行役員会、関係役員会とする。  
(1) 役員総会は、会の議決機関であり、定時総会および臨時総会とする。  
(2) 執行役員会は、町内会長以上の役員をもって構成する。  
(3) 役員会は、会計監査を除く、第6条の班長以上の役員をもって構成する。  
(4) 関係役員会は、関係役員をもって構成する。構成員が複数の場合は代表役員を互選する。  
(5) 会は、事務局及び企画・広報委員会を置き、執行・関係役員の活動を支援する。 文言追加
- 第11条 会議の招集  
(1) 定時役員総会は、年1回開催する。  
臨時役員総会は、会員の3分の1以上の請求があったとき、または役員会において役員総会開催の議決があったときに、区長が召集する。  
(2) 役員会及び執行役員会は、必要に応じ、区長が召集する。  
(3) 招集された会議は、開催年月日、出席者、会議結果などの議事録を作成して区長に提出する。  
(4) 区長は、区域内会員に必要と判断した場合や、会員からの情報開示請求があった場合は、議事録の写しを会員に公開することができる。
- 第12条 議決事項 役員総会は次の事項を議決する。  
(1) 事業報告の承認  
(2) 会計決算の承認  
(3) 資産管理報告の承認  
(4) 事業計画の承認  
(5) 会費改定の承認  
(6) 予算の承認  
(7) 規約の改正

- (8) 役員の選出
- (9) その他、会の重要事項に関すること。  
重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の役員総会で承認を受ける。

**第13条 成立要件並びに議長および議決**

- (1) 役員総会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。  
ただし、やむえない事情で、出席できない役員は、委任状の提出により、出席者の数にかぞえられる。
- (2) 役員総会の議長は、会員の中から選出する。
- (3) 執行役員会及び役員会は区長が、また、関係役員会は代表役員が議長となる。
- (4) 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

**第5章 組織**

**第14条 町内会及び班の編成**

- 会の運営を円滑におこなうために、町内会及び班を置く。
- (1) 町内会及び班の編成は、当該住民の協力を経て、役員総会の承認を受ける。
  - (2) 町内会及び班は、会員の中から、町内会長及び班長を選出する。  
町内会長及び班長は、原則として輪番制をとる。  
ただし、高齢者等で、業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

**第15条 連合組織**

会は、広域的問題に対処するため、富士宮市区長会、芝川支部区長会等の連合組織に参加し、連絡調整を行うものとする。

**第16条 会計年度**

会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日で報告できるものとし、会の活動は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日とする。

**第17条 収入**

会の収入は、次の収入により運営する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他

**第18条 会費**

- 会の年会費は、1世帯3000円とする。また、事業所はその規模に応じて細則5で定めた額とする。
- (1) 会費は、各町内会において徴収し、毎年4月末日までに、区の会計に納入するものとする。  
賛助会員についてはその会員が所在する町内会長が区長と共に4月末日までに会費を徴収する。
  - (2) 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。判断は民生委員と協議後、区長が行う。
  - (3) 会員の転入、転出の際は、月割り精算し、それぞれ払込み、または払戻しをする。

**第19条 支出**

- 支出は、役員総会で議決された予算に基づき、会の目的に沿って行う。
- (1) 役員には、細則1で定める額の旅費等を支払うことができる。
  - (2) 役員には、細則2で定める額の手当を支払うことができる。

「区長が」を削除  
「区長が」を削除

**第20条 会計および資産帳簿の整備**

会の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。

**第7章 会計監査**

**第21条 監査と報告**

会計監査は、会計年度終了月に監査を行い、役員総会で承認を受ける。

**第8章 加入および脱退**

**第22条 加入**

会に加入しようとするものは、班長経由で町内会長に届け出るものとする。  
当区域内に入居した世帯または開業した賛助会員(事業所など)があったときは、町内会長は、その世帯または賛助会員に、この会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

**第23条 脱退**

- 会員の脱退は次の場合とする。
- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
  - (2) 本人の申し出があったとき。

**第9章 その他**

**第24条**

- (1) 区域内の集会施設における集会等は、健康増進法第25条「受動喫煙の防止」により、禁煙とする。「原則」を削除
- (2) 会員は、細則3で定める弔事規定を遵守するものとする。

**第25条 表彰**

会は細則6に基づき、区に多大な貢献された方を表彰することができる。

文言追加

**付則**

- 1 規約の改廃 会の規約の改廃は、役員総会の議決を経なければならない。  
また、付則別紙の改訂履歴に改廃の年月日及び内容を記録しなければならない。
- 2 細則の制定 役員会は、この規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。  
役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 施行日 この規約は、西暦2010年4月1日から施行する。

細則1 (第19条(1)関係)

### 上羽鮎区旅費規定

- 1 会の役員が会の用務のため出張するときは、この規定の定めるところにより旅費を支給する。
- 2 旅費は、次のとおりとする。  
(1)交通費 実費を支給する。  
(2)宿泊料 1泊10000円を限度に実費を支給する。
- 3 この規定は、西暦2010年4月1日から施行する。

細則2 (第19条(2)関係)

### 上羽鮎区役員手当規定

- 1 会の役員が会の用務のため払われた役務に対して、この規定の定めるところにより手当を支給する。
- 2 年間の手当は、次のとおりとする。但し、兼務する場合はどちらか高額のものとする。

(1)区長	50,000円
(2)副区長および会計、書記	30,000円
(3)町内会長	20,000円
(4)班長	3,000円
- 3 この規定は、西暦2010年4月1日から施行する。

文言追加

細則3 (第24条(2)関係)

### 上羽鮎区弔事規定

- 1 会員及びその同居家族に弔事が生じた場合、その連絡方法は次の通りとする。  
弔事が生じた班長→町内会長→区長→他の各町内会長→各班長とする。
- 2 弔事が生じた世帯に所属する班の会員は、必要に応じて葬儀の執行に協力するものとする。
- 3 執行役員本人が死亡した場合は、区より花輪代を贈り弔慰金とする。
- 4 この規定は、西暦2010年4月1日から施行する。

文言追加

細則4 (第7条関係)

### 上羽鮎区長選出基準

- 1 次の区長、副区長は会員の中から選出する。ただし、候補者がなく、選出が困難な場合は候補者選出のための町内会順番ルール(2項)に基づき、該当する町内会長が選出する。
- 2 区長は松林→平野→羽行→坂本→平井の順とする。
- 3 この規定は、西暦2010年4月1日から施行する。

細則5 (第18条関係)

### 事業所会員の区費

- 1 事業所会員の区費は事業所と上羽鮎区長との間で合意した金額とする。
- 2 事業所の規模に応じた次の額とする。

・PCシステム(株)	30,000円
・大場機工(株)	50,000円
- 3 この規定は、西暦2010年4月1日から施行する。

## 上羽鮎区表彰規定

- 1 区に対して多大な貢献された方を、会を代表して区長が感謝状を贈る。
- 2 被表彰対象者は執行役員会で決める。  
賞品は感謝状と副賞(10,000円)
- 3 この規定は、西暦2011年3月20日から施行する。